

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

[令和9年度大学等入学時奨学金]

- この奨学金は、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）に入学しようとする者を対象に、入学時に必要な入学金及び初年度授業料相当額の奨学金を貸与（借りる）するものです。
- この奨学金の貸与を受けるのは、申請者（生徒）本人であり、奨学金の貸与終了後は、申請者（生徒）本人及び連帯保証人に返還義務があります。
- 貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知した上で申請してください。
- 奨学金を希望する場合は、定められた期日までに高等学校等へ提出してください。

学校への提出期限：令和8年 月 日

申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 募集の趣旨

この奨学制度は、経済的理由によって大学、短期大学及び専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）へ進学することが困難な高校生等を支援するため、入学時に必要な入学金及び初年度授業料（以下「入学金等」という。）を貸与するものです。

※ 本制度は入学金等に係る支援を目的としているが、奨学生が、国の「高等教育の修学支援新制度」の減免対象となることが見込まれる場合、大学等が入学金等を減免する額については貸与しません。

【国の「高等教育の修学支援新制度」の概要】

支援内容：①入学金等の減免制度の創設（大学等進学後に大学等へ申込）

②給付型奨学金の支給の拡充（高校等3年時に高校等へ申込）

※ 詳細については、8～9ページの文部科学省発行のリーフレットを参照してください。

2 募集人員

大学・短期大学 80人程度
専修学校（2年以上の専門課程） 20人程度

3 貸与額

下表の各区分に応じた額を上限に、入学時に必要な入学金及び初年度授業料（前期分または第1期分）を貸与します。

ただし、国の「高等教育の修学支援新制度」の減免対象となることが見込まれる者には、上記アの金額から大学等が入学金等について減免する額を減額して貸与します。

貸与上限額一覧表（世帯年収の区分別）

（単位：円）

学校種	国公立					私立					
	世帯年収の区分					世帯年収の区分					
	収入基準なし	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	収入基準なし	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	380万円超え 400万円以下
	国の制度の支援区分					本県制度 のみ対象	国の制度の支援区分				
多子	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	多子	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 (理工農)		
大学	貸与対象外	貸与対象外	183,300	366,600	549,900	貸与対象外	貸与対象外	203,200	406,600	406,600	610,000
短期大学	貸与対象外	貸与対象外	121,400	242,800	364,200	貸与対象外	貸与対象外	186,600	373,200	420,000	580,000
専門学校	貸与対象外	貸与対象外	51,100	102,200	153,400	貸与対象外	貸与対象外	151,600	303,200	341,200	455,000

※ 表で示す年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

※ 国の「高等教育の就学支援新制度」の改正により金額等の変更をする場合がある。

※ 「多子」とは、子どもを3人以上同時に扶養している世帯。

4 貸与時期

令和9年1月以降に設定された送金日

※ 大学等の合格通知書等の必要書類が当財団へ提出され次第、奨学金を交付します。

5 応募の資格

令和9年4月に国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等へ入学しようとする者で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者が申請できます。

(1) 鹿児島県内の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1～3学年)、専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は令和7年3月以降に卒業した者

(2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は令和7年3月以降に卒業した者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)を卒業した者に限る。)

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者(見込みを含む。)の応募資格等については、別途、育英財団へ問い合わせてください。

6 奨学金の選考基準

応募の資格を有し、人物及び学力の基準を満たす者について学校長が推薦し、推薦された者の家計を含め、総合的に審査・選考を行います。

(1) 人物

次の各号の全てに該当すること。

ア 学ぶ意欲が高く、上級学校への進学が明確である者

イ 奨学金返還の義務を理解できる者であり、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

(2) 学力基準

前学年(既卒者は全学年)までの相当学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。

(3) 家計基準

提出された生計維持者の所得額課税額証明書に記載された内容が次の各号の全ての要件を満たすこと。

ア 生計維持者が扶養する子どもの数が2人以内であること。

ただし、資産額(現金・預貯金・有価証券、満期や解約により現金化した保険等)の合計が5,000万円(多子世帯の場合は3億円)以上の場合を除く。

イ 貸与額算定基準額の合計が100円以上59,700円未満の区分に該当すること。

(貸与額算定基準額の算定方法は別紙を参照)

※ 上記の要件は、提出された所得額課税額証明書(前年の収入及び扶養状況による住民税情報)に基づいて審査を行うため、例えば申請時に失業等により所得減少していても、審査には考慮せず、同様に取扱います。(申請後に修正申告した際も同様となります。)

所得額課税額証明書に記載の扶養情報の基準日(前年12月31日)以降に新たに生まれた子どもを扶養している場合は、数に加えることとします。

貸与額算定基準額		大学等入学時奨学金	国の「高等教育の修学支援新制度」による支援割合	
国の制度の支援区分	多子	0円 ～ 上限なし (収入基準なし)	貸与対象外	全額支援
	第Ⅰ区分	100円未満	貸与対象外	全額支援
	第Ⅱ区分	100円以上 ～ 25,600円未満	貸与対象	3分の2まで支援
	第Ⅲ区分	25,600円以上 ～ 51,300円未満	貸与対象	3分の1まで支援
	第Ⅳ区分	51,300円以上 ～ 59,700円未満	貸与対象	4分の1～ 3分の1まで支援
本県制度のみ対象	51,300円以上 ～ 59,700円未満	貸与対象	支援なし	

- ※ 貸与額については、前記2貸与上限額一覧表を参照。
- ※ 高等教育の修学支援新制度の支援額には上限あり。
- ※ 第Ⅳ区分の高等教育の修学支援新制度の支援額は、文系との授業料差額とされており、学校種により異なる。

7 提出書類等

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

(1) 全員が提出するもの

ア	大学等入学時奨学金貸与申請書（別紙様式1）
イ	令和9年度大学等入学時奨学金申請チェックシート
ウ	生計維持者の令和8年度（令和7年分）所得額課税額証明書（原本） ※ 所得額課税額証明書は、①～④の項目が記載された証明書の発行を依頼すること。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ※ 令和8年度所得額課税額証明書は、令和8年6月以降に発行されます。

「所得額課税額証明書」は、令和8年1月1日時点で居住している市区町村から発行されますが、書類の名称が異なる場合があります。

また、上記ウに記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

(2) 申請者のうち県外の高等学校等に在学する者又は卒業した者が提出するもの

ア	県内出身中学校等の卒業証明書
イ	生計維持者の住民票の写し ※マイナンバーの記載のないもの

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合があります。

なお、一度提出された書類は、原則、返却できません。

8 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

9 採用候補者の認定及び通知

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮り、採用候補者又は追加採用候補者を認定します。

選考結果は、令和8年11月上旬頃に学校長を経て通知し、奨学金の貸与及び返還手続等に関する詳細についても併せて案内します。

追加採用候補者に選考された場合は、欠員が生じた場合に繰上採用となり、令和9年4月中旬までに通知します。

10 誓約書・奨学金借用証書の提出

上記9の(2)の通知を受けた者は、当財団へ「誓約書・奨学金借用証書」の提出が必要となります。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の様式は、採用候補の認定通知とあわせて、当財団から学校を通じて送付します。

また、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の自署及び印鑑登録証明書の提出が必要**となります。提出期限も短いため、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持っておいてください。

なお、**決められた期日までに、「誓約書・奨学金借用証書」の提出のない場合や、不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消します。**

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任してください。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できません。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

11 奨学金の交付

上記10の「誓約書・奨学金借用証書」を提出した採用候補者のうち、大学等の合格通知書及び合格した大学等の入学金等納付予定額が確認できる書類等を提出した者について、奨学金を一括で交付します。

交付にあたっては、鹿児島銀行の本人名義普通預金口座が必要となりますので、事前に準備してください。

12 採用の決定

上記11で奨学金を交付した採用候補者のうち、入学した大学等が発行する在学証明書を提出した者について、正式に採用を決定します。

13 採用候補者の取消し

採用候補者が次の事項に該当する場合は、採用候補が取り消されます。

- (1) 令和9年4月に国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等に入学しなかった場合
- (2) 指定する期限までに「誓約書・奨学金借用証書」や「在学証明書」等の書類が提出されなかった場合
- (3) 採用候補となった奨学金の対象校種以外の大学等に入学した場合
例：「大学・短期大学」の採用候補者となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等

【提出書類と提出時期について】

《採用候補者認定後に提出する書類》 提出時期：令和8年12月末頃

- ・ 誓約書・奨学金借用証書
- ・ 第一・第二連帯保証人の印鑑登録証明書

《大学等合格後に提出する書類》 提出時期：大学等合格後～令和9年4月上旬頃

- ・ 奨学金送金依頼書
- ・ 大学等の合格通知書
- ・ 入学金等納付予定額が確認できる書類
- ・ 奨学金振込口座届（本人名義の鹿児島銀行普通預金口座のみ）
- ・ 返還金口座振替依頼書（銀行で手続き）

※ 上記書類を提出した者について奨学金を交付します。

初回の交付は、令和9年1月末を予定しており、令和8年12月末までに書類が提出された者について送金します。その後は、当財団に提出書類が届いた日以降に当財団が設定した日に送金します。

《大学等入学後に提出する書類》 提出期限：令和9年5月中旬頃

- ・ 進学等状況届
- ・ 入学した大学等の在学証明書

提出書類や提出期限に関する正式な依頼は、採用候補者認定通知と併せて御案内します。

14 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務があります。
- (2) 返還開始時期は、(5)の申請による履行期限の猶予の場合を除き、大学等に入学した日から6か月経過後（7か月目）です。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。

奨学金の貸与額	返還回数	月賦返還額
100,000 円以下	60 回以内	1,700 円
100,000 円を超え 200,000 円以下	80 回以内	2,500 円
200,000 円を超え 300,000 円以下	90 回以内	3,400 円
300,000 円を超え 500,000 円以下	120 回以内	4,200 円
500,000 円を超えるもの	140 回以内	5,000 円

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができます。**
 - ア 大学等に入学後6か月経過後から、大学等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、大学等を退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - ウ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

15 留意事項

提出前に、次のことを確認してください。

- ・ 申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
- ・ 添付書類は、全てそろっているか。

応募者が多い場合は、資格や基準を満たしていても採用候補者として認定されないことがあります。

貸与額算定基準額の算定方法

(大学等入学時奨学金の場合)

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 100円以上 59,700円未満 であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} + \text{③「市町村民税調整額」}$$

(※100円未満切捨て)

※ 市町村民税所得割が非課税の場合は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円とみなします。

ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額(総合分)と課税標準額(分離分)が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

③「市町村民税調整額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

参考資料 1

進学したいけどお金のことか気になる 高校生のみなさんへ

(2027年度進学予定者向け)

高等教育の修学支援新制度

～返還不要の支援が受けられます！～

以下の世帯が制度の対象です

- ・一定年収以下の世帯
- ・多子世帯

多子世帯で授業料等減免のみ対象となる人も申込みが必要だニヤ！



まねこ先生
学びたい学生を助ける
世話好きの先生

まなびーニヤ
大学に行って学んだことを生かし、
学校の先生になりたい！

注目！

給付型
奨学金の
支給

授業料等減免の支援

授業料・入学金の
免除/減額

きょうだいが
3人以上であれば
授業料・入学金の
減免の対象に！



2026年4月下旬～7月末

入学前の申請期間
① 学校ごとに締切日が異なります。
詳しくは学校に相談のうえ、手続きはお早めに。
入学前に申し込むことで、進学後すぐに支援を受けられます！

※進学後に申請しても4月からの支援を受けることができますが、
支援が始まるのは申請から数か月後になります。

ポイントは次頁へ▶▶

くわしくは
LINE公式アカウントへ

独立行政法人
日本学生支援機構
JASO Japan Student Services Organization

文部科学省

「高等教育の修学支援」

給付型奨学金 と 授業料・入学金の免除・減額 による

高等教育の修学支援新制度を知っておこう！

高校卒業後の進路を考えると、お金のことが気になる…話しにくいけど、大切なことです。お金の心配をせずに進学できるように、保護者の方と一緒に調べてみましょう！

Point 1 対象になる学校は？

一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校に通う学生が支援を受けられます。

進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省のホームページで、調べてみましょう。



(対象校の一覧)

Point 2 どんな人が対象になるの？

要件を満たす人全員が支援を受けられます。

※進学後、学業成績や世帯収入は、引き続き基準を満たしているかを毎年確認します。



世帯収入などの要件を満たしていること



進学先で学ぶ意欲があること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認



給付奨学金案内 (高校生)



給付奨学金案内 (高専)

Point 3 どのくらい支援を受けられるの？

返還不要の奨学金と授業料・入学金の免除・減額の、二つの支援を併せて利用できます。

住民税非課税世帯(満額支援)の場合は、下記の額が支給・支援されます(その他の場合については、Point 4へ)。
(住民税非課税世帯≠満額支援への場合)

区分	給付型奨学金の支給年額		免除・減額の年額	
	自宅通学	自宅外通学		授業料
大学	国立	80万円	54万円	28万円
	私立	46万円	91万円	70万円

- ◆ 支援額は単位未済分を補入しています。
- ◆ 返還不要の支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は凍結)されます(振込額が0円になる場合があります)。
- ◆ その他の学校や区分については、右の二次ページからご確認ください。

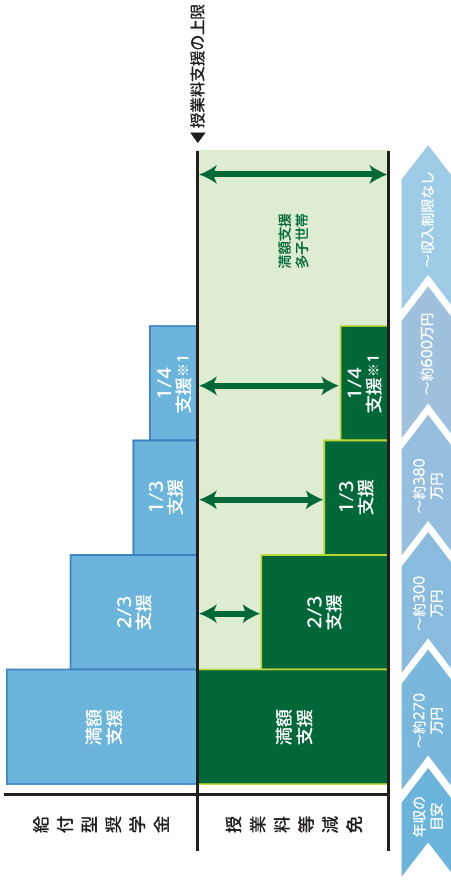


給付型奨学金の支給月額 免除・減額の年額

Point4

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯構成や収入などに応じて支援額が決まります。
 (多子世帯の場合、収入に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)
 「進学資金シミュレーター」(右下の二次元コートよりアクセス)で、支援額や給付型奨学金の月額を試算することができます。



■「多子世帯支援」(扶養する子供の数が3人以上いる世帯)の詳細は、Point5をご覧ください。

※1 1/4支援については、

・多子世帯の場合に、給付型奨学金(満額の1/4)及び授業料等減免(上限額まで)

・私立学校理工農系学部等の場合に、給付型奨学金の支給はありませんが、

授業料等減免(支援上限額の1/3あるいは1/4)

の支援が受けられます。

① 高校生の時に申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に再度申し込むことで支援対象となる可能性があります。

あります。

自分が現在の
 状態に当ては
 る後をみよう。



進学資金
 シミュレーター

Point5

多子世帯支援とは？

さようだが3人以上の世帯が対象となります(あなたが生計維持者の住民税上の扶養に入っており、かつ、生計維持者の住民税上の扶養する子供の数が3人以上の場合)。(子供の数が3人以上いる間、第1子から支援)

授業料・入学金は収入制限なく下表の金額を上限に支援が受けられ、給付型奨学金は収入に応じた支援額(満額~1/4額)が支給されます。

① 収入の基準を超える場合は、給付型奨学金の支給はありません。

授業料・入学金の支援の年額

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54万円	28万円	70万円	26万円
短期大学	39万円	17万円	62万円	25万円
高等専門学校	23万円	8万円	70万円	13万円
専門学校	17万円	7万円	59万円	16万円

◆支援額は単位未満を四捨五入してします。

◆多子世帯支援を受けている期間中は(無利子)の貸与型奨学金(減額又は増額)されず(償還額が0円になる場合があります)。

主なスケジュール

2027年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおりです。

事前に	準備	本人	保護者の方と一緒に文部科学省やJASSOのホームページで、対象となる学校や制度の詳細を確認しましょう。 制度を利用したい場合は、学校へ申し込み方法を確認します。
2026年4月~	予約採用申込み	本人	インターネットで申込み及びマイナンバー(本人・生計維持者)の提出を行います。その後、「奨学金確認書兼地方税同意書」をJASSOに郵送します。
10月頃~	通知	JASSO	進学後に利用できる支援(給付型奨学金、授業料・入学金の免除・減額、貸与型奨学金(申込者のみ))の判定結果が通知されます。
2027年4月	進学届の提出	本人	学校に入学したら、進学届を提出します。 ※進学届の提出方法等の具体的な手順は、進学先の学校に確認してください。
	支援の開始	学校 JASSO	奨学金の最初の振込は4月または5月です。 授業料や入学金も免除・減額されます。

① 申込期間は学校により異なります。
 予約採用の申込期間は高校に、進学届の提出申請は進学先の学校にそれぞれ確認してください。

!

くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント

「高等教育の修学支援」に、ぜひご登録ください。

scan here



<https://line.me/R/ti/p/%40222cbxug>



scan here



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

奨学金に関するより詳しい情報は、

こちらからもご覧いただけます。

「給付奨学金」

日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

shogakukin/about/kyufu/index.html

!

支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関するよくある質問を、掲載しています。



一般的なお問い合わせの相談窓口です。

日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話：0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日~金曜日 9時~20時(土日祝日、年末年始を除く)

◆奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。

手続きのスケジュール等は、在学中の学校に相談してくだ

さい。

日本学生支援機構 奨学金相談サイト

<https://www.shogakukinsupport.jp/>

独立行政法人日本学生支援機構

<https://www.jasso.go.jp/>

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
IV 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所している（いた）又は里親に養育されている（いた）	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

大学等入学時奨学金貸与申請書

- (注1) 裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入すること。
- (注2) ※印の箇所は、該当するものを○で囲むこと。
- (注3) 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

学校が記入します

学校名	※ <input checked="" type="radio"/> 全・定・通	学校コード	学科名	普通科
	〇〇高校			

卒業年月	令和 9 年 3 月 ※ <input checked="" type="radio"/> 卒業見込・卒業
------	---

氏名	フリガナ イケイ タロウ	生年月日	昭和 20 年 5 月 1 日
	育英 太郎		<input checked="" type="radio"/> 平成

家族住所等	〒 890-8577	住所コード	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町 〇-〇
-------	------------	-------	-------------------

アパート名 (マンション) 部屋番号	育英アパート101号室	電話番号	090-XXXX-XXXX
		※携帯電話番号を記入した場合は、続柄	(母)

校種	※ <input checked="" type="radio"/> 大学・短大	専修学校 (専門課程)
----	--	-------------

大学名等	※ <input checked="" type="radio"/> 国公立・私立	法学部 (群) 法政策 学科 (類)
	〇〇大学	※ <input checked="" type="radio"/> 昼・夜

大学等入学から卒業までの正規の修学期間	令和9年4月から令和13年3月まで (4年間)
---------------------	-------------------------

(注) 採用候補となった奨学金の対象校種以外の大学等に入学した場合や、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等 (通信教育学部除く) 以外の大学等に進学した場合は、採用候補が取消しとなります。

※世帯の状況	・ひとり親世帯	・児童養護施設等入所	<input checked="" type="radio"/> 該当なし
--------	---------	------------	---------------------------------------

資産について	該当するものを○で囲む
--------	-------------

申請者本人及び生計維持者の資産額の合計は、国の「高等教育の修学支援新制度」の授業料等減免の対象の支援対象となる ※ 基準額未満・基準額以上) です。

- (注1) 申告の対象となる資産とは、現金、預貯金・有価証券、満期や解約により現金化した保険等をいいます。
- (注2) 基準額は、5,000万円 (多子世帯の場合は3億円) です。

生計維持者について	(注) 生計維持者は申請者の父母 (2名) です。 (ひとり親世帯等を除く。) 父母がいない場合は、これに代わって家計を支えている者を () に記入してください。
-----------	--

	本人との続柄	氏名	年齢	課税標準額	市町村民税調整除額及び市町村民税調整額の合計
1	(父)	育英 秋男	45	500,000 円	1,500 円
2	(母)	育英 春子	45	1,681,000 円	0 円

生計維持者が扶養する子どもについて

(注1) 申請する前年の12月31日時点の扶養状況及びそれ以降に新たに生まれた子どもを記入してください。
 (注2) 子どもが3人以上の場合は、応募できません。(資産額が3億円以上ある場合を除く。)

	本人との続柄	氏名	年齢	生年月日	備考
1	本人	育英 太郎	18	H20年 5月 1日	
2	妹	育英 花子	16	H18年 6月 1日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	

奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。

申請者が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

奨学金は、給付型（もらう）ではなく、貸与型（借りる）であり、必ず返還が必要となります。奨学金返還の計画、決意を記入してください。

募集要項の奨学金の返還に関する事項を参考に記入すること。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 年 月 日

本人 氏名 **育英 太郎**
 (本人自署)



保護者 氏名 **育英 秋男**
 (保護者自署)



公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

各自自署の上、本人印と保護者印は、異なる印章を使用すること。
 (スタンプ印は使用できません。)

* 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 (県庁 17 階)

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページ URL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>